

第4条関係

公害防止対策書

甲は、公害及び災害を未然に防止し、地域住民の健康、生活環境及び自然環境を保全するため常に公害防止関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、沖縄県公害防止条例（昭和47年沖縄県条例第58号）及び構成市町の公害防止に関する条例等を遵守し、次の各号に掲げる自主基準を協定値とし排出量の低減に努めるものとする。

(1) 排ガス基準値

項目	自主基準	単位	参考(国基準)
硫黄酸化物	20以下	ppm	約1,148以下
ばいじん	0.01以下	g/m ³ N	0.04以下
窒素酸化物	50以下	ppm	250以下
塩化水素	50以下	ppm	430以下
ダイオキシン類	0.1以下	ng-TEQ/m ³ N	0.1以下
一酸化炭素	30以下	ppm	30以下

※酸素濃度12%換算値

(2) 溶融飛灰固化物の重金属等溶出基準値

項目	自主基準	単位	参考(国基準)
カドミウム	0.09以下	mg/l	0.09以下
鉛	0.3以下	mg/l	0.3以下
六価クロム	1.5以下	mg/l	1.5以下
砒素	0.3以下	mg/l	0.3以下
総水銀	0.005以下	mg/l	0.005以下
アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと
セレン	0.3以下	mg/l	0.3以下

(3) 溶融飛灰を埋立する場合のダイオキシン類の含有量基準値

項目	自主基準	単位	参考(国基準)
ダイオキシン類	250以下	pg-TEQ/g	3,000以下